

令和5年度版

# 中川村勤労者互助会



## 中川村勤労者互助会事務局

- 中川村農業観光交流センター（なかがわ旅の案内所）内  
産業振興課商工交流係  
〒399-3802 中川村片桐 3969  
TEL：96-0658 FAX：96-0668  
E-Mail：shokan@vill.nagano-nakagawa.lg.jp
- 中川村商工会  
〒399-3801 中川村大草 4033-1  
TEL：88-2073 FAX：88-3756

## 目次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 1. 慶弔共済給付金                            | 3  |
| 2. 施設利用券                              | 4  |
| 3. 催物鑑賞2割補助券                          | 5  |
| 4. 長野県市町村勤労者互助会・共済会連絡協議会施設<br>利用の利用方法 | 6  |
| 5. 暮らしサポート事業                          | 6  |
| 6. 融資斡旋事業                             | 6  |
| 中川村勤労者互助会規約                           | 8  |
| 中川村勤労者互助会共済金給付要綱                      | 10 |

### 添付資料

#### 共済事由発生証明書兼請求書様式

令和5年度版 施設利用券 3枚

令和5年度版 催物鑑賞2割補助券 3枚

# 1. 慶弔共済給付金

会員の皆様やご家族のお祝いの喜びを大きく、またご不幸時の負担を少しでも軽くするため、次の給付が受けられます。

【中川村勤労者互助会給付金給付要綱 別表1、2統合版】

## 慶弔共済の内容

| 内 容                             |   | 全労済協会給付金      | 当会付加給付金    | 給付金合計額     |
|---------------------------------|---|---------------|------------|------------|
| 祝<br>金                          | 結 婚   | 会員の結婚祝金       | 10,000     | 10,000     |
|                                 | 出 生   | 〃 の子の出産祝金     | 5,000      | 5,000      |
|                                 | 入 学   | 〃 の子の小学校入学    | 3,000      | 2,000      |
|                                 |   | 〃 の子の中学校入学    |            | 5,000      |
| 傷<br>病<br>見<br>舞<br>金           | 休 業   | 14日以上         | 5,000      | 5,000      |
|                                 | 〃   | 30日以上         | 10,000     | 5,000      |
|                                 | 〃   | 60日以上         | 15,000     | 5,000      |
|                                 | 〃   | 90日以上         | 20,000     | 5,000      |
|                                 | 〃   | 120日以上        | 25,000     | 5,000      |
| 住<br>宅<br>災<br>害<br>見<br>舞<br>金 | 火災等により<br>会員の居住する建<br>物・家財の損害の程<br>度が右の割合となっ<br>た場合   | 50%以上         | 200,000    | 200,000    |
|                                 |   | 30%以上50%未満    | 140,000    | 140,000    |
|                                 |   | 20%以上30%未満    | 100,000    | 100,000    |
|                                 |   | 20%未満         | 40,000     | 40,000     |
|                                 | 火自然災害により<br>会員の居住する建<br>物・家財の損害の程<br>度が右の割合となっ<br>た場合 | 50%以上         | 60,000     | 60,000     |
|                                 |   | 30%以上50%未満    | 30,000     | 30,000     |
|                                 |   | 20%未満         | 6,000      | 6,000      |
|                                 | 床上浸水  | 12,000        | 12,000     |            |
|                                 | 同居親族の死亡(1人)   | 10,000        |            | 10,000     |
| 障<br>害<br>見<br>舞<br>金           | 71歳未満   | 交通事故(1級～14級)  | 900,000円以内 | 900,000円以内 |
|                                 |   | 不慮の事故(1級～14級) | 500,000円以内 | 500,000円以内 |
|                                 |   | 疾病重度障害        | 300,000    | 300,000    |
|                                 | 71歳以上   | 交通事故(1級～14級)  | 900,000円以内 | 900,000円以内 |
|                                 |   | 不慮の事故(1級～14級) | 500,000円以内 | 500,000円以内 |
|                                 | 疾病重度障害  | 150,000       | 150,000    |            |
| 死<br>亡<br>弔<br>慰<br>金           | 会<br>員  | 71歳未満         | 交通事故死亡     | 900,000    |
|                                 |   |               | 不慮の事故死亡    | 500,000    |
|                                 |   |               | 疾病死亡       | 300,000    |
|                                 | 71歳以上   | 交通事故死亡        | 900,000    | 900,000    |
|                                 |   | 不慮の事故死亡       | 500,000    | 500,000    |
|                                 |   | 疾病死亡          | 150,000    | 150,000    |
|                                 | 配 偶 者   | 50,000        | 50,000     |            |
|                                 | 子 供   | 10,000        | 10,000     |            |
|                                 | 親   | 5,000         | 5,000      |            |

※給付の請求は事由発生の日から3年以内です。

請求書の様式は12ページに掲載したものをコピーするか、中川村ホームページ内の勤労者互助会のページからダウンロードしたデータをご利用ください。

電子メールでのデータ提出も可能です。(shokan@vill.nagano-nakagawa.lg.jp)

## 2. 施設利用券

村外から中川村に勤務されている会員の方も利用しやすい事業をと、村内の施設  
の他、村外の施設も利用出来るようになっていきます。

### ★ 利用できる施設

| 所在地 | 施設名             | 内容                             | 有効期限      |
|-----|-----------------|--------------------------------|-----------|
| 中川村 | 望岳荘             | 入浴：無料<br>(同伴される同居の<br>小学生以下無料) | 令和6年2月29日 |
| 中川村 | アクアロマンいちご中川園    | いちご狩り：<br>500円割引               | 令和6年2月29日 |
| 中川村 | 西原ぶどう園          | ぶどう狩り：<br>500円割引               | 令和5年度営業日  |
| 中川村 | 中川文化センター        | 催物前売り券：<br>500円割引              | 令和6年2月29日 |
| 松川町 | 信州まつかわ温泉清流苑     | 温泉入浴：無料                        | 令和6年2月29日 |
| 松川町 | リフレッシュタウンまつかわの里 | プール利用：無料                       | 令和6年2月29日 |

### ★ 利用方法

上記の施設を利用する際、施設利用券に事業所名・会員氏名を記入しそれぞれの施設の受付に提出してください。

入浴料・プールは無料、その他施設は500円の割引となります。

※ 会員本人と会員のご家族の方が利用できます。

### ★ 利用上の注意

- 1 施設利用券は当互助会会員1人3枚に限ります。
- 2 利用券1枚につき1人の利用に限ります。  
(※望岳荘：同伴される同居の、小学生以下無料。)
- 3 いちご狩りは予約が必要です。  
(予約電話番号) アクアロマン 88-4115
- 4 文化センターの施設利用については、来年2月までに開催される催物に  
利用できます。  
前売り券購入の際、窓口に利用券を提出してください。「催物鑑賞2割  
補助券との併用ができます。」



### 3. 催物鑑賞 2 割補助券

近隣の文化会館等の催物鑑賞に対し、2割の補助をいたします。

#### ★催物鑑賞施設

| 所在地  | 催物鑑賞施設名   | 有効期限（請求期限） |
|------|-----------|------------|
| 伊那市  | 長野県伊那文化会館 | 令和6年2月29日  |
| 駒ヶ根市 | 駒ヶ根市文化会館  |            |
| 飯島町  | 飯島町文化館    |            |
| 中川村  | 中川文化センター  |            |
| 飯田市  | 飯田文化会館    |            |

#### ★利用方法

上記催物鑑賞施設であれば、大人・子供関係なく1枚1,000円以上の催物において利用できます。催物を鑑賞した後、補助券に事業所名・会員氏名を記入し、チケットの半券を添付して中川村農業観光交流センター（なかがわ旅の案内所）内、勤労者互助会事務局（産業振興課商工交流係）まで提出してください。（後日、指定の口座に振り込みます。）

※ 会員本人と会員のご家族の方が利用できます。

#### ★利用上の注意

- 1 催物鑑賞2割補助券は、当互助会会員1人3枚に限ります。
- 2 補助券1枚につき1人の利用に限ります。
- 3 チケットの半券のないもの、金額が不明瞭なものは対象になりませんので、紛失しないようにしてください。
- 4 提出期限は令和6年2月29日までです。

チケット購入

⇒

催物鑑賞

⇒

チケットの半券と補助券を持って勤労者互助会事務局へ



交流センター内  
互助会事務局

指定口座へ振り込み

## 4. 長野県市町村勤労者互助会・共済会連絡協議会施設共有化事業

長野県市町村勤労者互助会・共済会連絡協議会では、福利厚生施設（レジャー施設、スポーツ施設、文化・教養施設等）と利用契約を締結し、会員等がその施設を利用する場合に優遇措置が受けられます。

※県ホームページ（以下のアドレス）の市町村勤労者互助会・共済会のご案内の「市町村勤労者互助会・共済会利用施設一覧」より利用したい施設を選び、プリントアウトしお持ちください。  
（<http://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/sangyo/rodo/shuro/shien/gojokai.html>）

## 5. 暮らしサポート事業

長野県労働者福祉協議会（ライフサポートセンターながの）の事業「長野県暮らしサポートセンター」お悩み相談電話の利用ができます。



### ★くらしなんでも相談事業

お電話でなんでも無料相談できる「ほっとダイヤル」TEL0120-39-6029

○平日 10:00～16:00 相談アドバイザーによる電話及び面接  
（土日・祝祭日は休み）

○毎月第2土曜日 10:00～16:00 専門家（弁護士、司法書士）による  
電話相談受付

★無料セミナー 各種年金、社会保険制度等のセミナーを無料開催しています。

## 6. 融資斡旋事業

(1) 長野県労働金庫の融資（村内外居住者を問わず）

- 住宅資金（住宅ローン、リフォームローン等）
- 生活資金（カーライフローン、教育ローン、多目的ローン等）
- ※ 融資条件は長野県労働金庫の定めるところによる。

(2) 中川村勤労者生活資金

村内に居住する勤労者の生活の安定を図り、福祉の向上に資するため、長野県労働金庫と協調して生活資金を融資する制度です。

- 融資対象者（次のいずれにも該当する者）
  - ・ 村に1年以上居住する者
  - ・ 村税完納者
  - ・ 勤労者互助会の会員

○ 制度内容

- 融資限度額 1 会員につき 200万円以内
- 返済期間 10年以内
- 年利率 上記融資商品の適用金利（所定の引下げ条件を満たす場合には引下げ後の金利）より 0.01%（教育ローンは 0.21%）引下げた利率を適用します。  
（別途保証料がかかります。保証料 0.88%を超える部分については村で補給します。）



## 中川村勤労者互助会規約

(目的)

第1条 この会は、中川村内の事業所等に勤務する勤労者及び事業主の福利厚生を増進を図ることを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 中川村勤労者互助会（以下「この会」という。）は、事務所を中川村役場産業振興課内に置く。

(事業)

第3条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互による給付事業
- (2) 労働金庫利用による生活資金及び住宅建設資金のあっせん事業
- (3) 会員相互の親睦と交流に関する事業
- (4) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 会員は、中川村の中小企業等に勤務する従業員、事業主及び会長が特に入会を承認したものである。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 試用期間中の者
- (2) 臨時従業員、その他これに準ずる者
- (3) その他会長が適当でないと認めた者

(入会)

第5条 この会の会員になろうとする者は、会長に入会届を提出し、その承認を得なければならない。

(脱会)

第6条 この会を脱会しようとする者は、会長に脱会届を提出し、その承認を得なければならない。

(除名)

第7条 会長は、会員が次の各号の一に該当したときは、理事会の決定により除名することができる。

- (1) 会の事業を妨げる行為をしたとき
- (2) 会が行う事業について、虚偽の申請をしたとき
- (3) 会の規約に反し、又は会の信用を失わせるような行為をしたとき

(資格の喪失時期)

第8条 会員が第4条ただし書きの規定により、会員となることのできない者となったときはその翌日から、脱会又は除名されたときは脱会届が受理された日、又は除名されたその日からそれぞれの会員の資格を失う。

(機関)

第9条 この会に次の機関を置く。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会

(評議員会)

第10条 評議員会は、原則として各事業所ごとに1名の評議員をもって構成する。

2 評議員会は、毎事業年度終了後2か月以内に会長が召集する。

3 評議員会は、過半数の出席（委任状を含む）により成立し、議事は出席した評議員の過半数により決する。

4 評議員会の議長は、会長があたる。

(評議員会の議決事項)

第11条 評議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画の策定
- (3) 予算・決算の認定
- (4) その他事業遂行に必要な事項

(理事会)

第12条 理事会は会長、副会長、総務理事及び理事で構成し、評議員会の議決した事業を企画運営する。



- 2 理事会は必要に応じ会長が招集し、議長は会長があたる。
- 3 理事会は理事の過半数の出席により成立し、出席者の過半数により決定する。

(役員)

第13条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名
- (3) 総 務 理 事 1 名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2 名

(役員を選出)

第14条 役員は会員及び関係機関の中から評議員会で選出する。

(役員の仕事)

第15条 会長は、この会を代表し、会の業務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 総務理事は、事務局を掌理する。
- 4 監事は、会の業務を監査する。
- 5 この会と会長との利益が相反する事項については、会長は代表権を有しない。この場合には、副会長がこの会を代表する。

(任期)

第16条 評議員及び役員の任期は、2年とする。ただし再選は妨げない。

- 2 補欠評議員及び補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(給付事業)

第17条 給付事業の内容は、この会が別に定める要綱にて規定する。

(事業年度)

第18条 この会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(経費)

第19条 この会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会費は、1人月額300円とし、毎年度4月から9月までの前期分、10月から翌年3月までの後期分を、それぞれ指定する日までに所定の方法により納入する。
- 3 脱会による納入後の会費の返還は、脱会した日の属する月の翌月の分からとする。

(事務局)

第20条 この会に事務局を置き、事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 職員は会長が任免する。

(委任)

第21条 この規約の施行に定めるもののほか、この規約に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成6年8月22日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規約施行後、最初に選任される役員の任期は、規約第16条の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

(施行期日)

- 1 この規約は、平成21年5月22日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規約は、平成25年5月24日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規約は、平成26年5月20日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規約は、令和3年5月28日から施行する。

## 中川村勤労者互助会給付金給付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、中川村勤労者互助会の相互扶助と連帯を深めるため、規約第3条及び第17条に基づき給付金の給付について定める。

### (給付事業の範囲と実施方法)

第2条 給付事業の範囲は、別表1及び別表2のとおりとし、会員にその給付事由が発生したときは、給付金等を給付するものとする。

2 別表1の給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-17）（略称、全労済協会という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約（以下「保険契約」という。）を締結して実施し、中川村勤労者互助会（以下「この会」という。）または会員が保険契約の被保険者となるものとする。

3 別表1の給付金の給付の条件等は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。

4 別表2の給付事業は、この会が独自に実施し、給付金等の給付の条件等は、この会が別に定めるものとする。

### (給付の請求)

第3条 会員に給付事由が発生したときは、所定の用紙に給付事由の発生を証する書類を添えて事務局にすみやかに提出し、給付金を受領するものとする。

2 給付金の請求は、給付事由の発生の日の翌日から3年とする。

### (効力)

第4条 給付金給付に関する効力は、指定する日までに会費を納入したものについて、翌月1日の午前0時から発生する。

### (虚偽の申請)

第5条 会員又は給付金等の受取人が虚偽の申請により、給付金の給付を受けたことが明らかになったときは、会長は給付金を返還させるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成6年8月22日から施行する。

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

この要綱は、令和2年5月28日から施行する。

この要綱は、令和3年5月28日から施行する。

## ご案内

# 給付金の請求、会員の加入・脱会届の様式について

給付金の請求、会員の加入・脱会届はデータでも提出いただけます。  
様式の手書き記入、事務局へ来庁する手間が省け事務の効率化となります。

様式は村ホームページに掲載していますのでご利用ください。  
<https://www.vill.nakagawa.nagano.jp/soshiki/shinkou/3260.html>  
村ホームページで「勤労者互助会」と検索。

The screenshot shows the Nakagawa Village website with a search bar containing '中川村勤労者互助会'. The search results page displays the title '中川村勤労者互助会' and provides information for members, including a link to '慶弔共済金の請求について' (Regarding the request for bereavement mutual aid funds). The article text states that requests can be made via email and that data submission allows for skipping stamps. It provides the email address 'shokan@vill.nagano-nakagawa.lg.jp' and lists three downloadable forms: a PDF list of bereavement mutual aid funds (47KB), an Excel application form for mutual aid (17KB), and a PDF application form for mutual aid (50KB).

会員の加入・脱会届様式はホームページからダウンロードして使用してください。  
ご不明な点は、事務局（産業振興課商工交流係 96-0658）へお問い合わせください。

電子メールによる提出先アドレス shokan@vill.nagano-nakagawa.lg.jp

共 済 事 由 発 生 証 明 書 兼 請 求 書

|         |         |   |         |           |
|---------|---------|---|---------|-----------|
| 事由      | 証 明 内 容 |   |         |           |
| 家族死亡    | 死亡者氏名   |   | 死亡年月日   | 年 月 日     |
|         | 会員との続柄  | 配偶者・子（死産 月） ・実親 ・義親 ・養親 ・継親                   |         |           |
| 傷病休業    | 傷病名     |   |         |           |
|         | 休業期間    | 年 月 日 から 年 月 日（ 日間）                           |         |           |
|         | 病院名     | 医師の診断書、治療費請求書等の傷病による休業期間が確認できる書類の写しを添付してください。 |         |           |
| 結婚      | 配偶者氏名   |   | 婚姻届出日   | 年 月 日     |
| 出生      | 子氏名     |   | 出生日     | 年 月 日     |
|         |         |   | 病院名     |           |
| 入学      | 子氏名     |   | 小・中     | 入学年月日     |
|         |         |   | 子の生年月日  | 年 月 日 学校名 |
| 住宅災害見舞金 | 火災等     | 全焼・半壊   | 半焼・半壊   | 一部燃・一部壊   |
|         | 自然災害    | 全壊・流失   | 半壊・一部損壊 | 床上浸水      |
|         | 親族の死亡   | 氏名  |         | 会員との続柄    |

|        |      |      |       |                    |      |       |
|--------|------|------|-------|--------------------|------|-------|
| 会<br>員 | 氏名   | かな   | 性別    | 男・女                | 生年月日 | 年 月 日 |
|        | 住所   | 〒    |       | 電話                 | — —  |       |
|        | 振込先  | 金融機関 | 銀行・金庫 |                    | 種類   | 普通 当座 |
|        |      |      | 支店・支所 |                    | 口座番号 |       |
|        | 口座名義 | 本人   | かな    | 別名義の場合( )会員との続柄( ) |      |       |

上記のとおり、共済事由の発生があった事を証明し、給付金を請求します。

年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_ 印

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

※ 本人死亡、障害見舞金については、勤労者互助会事務局までお問い合わせください。

※ 住宅災害見舞金には見積書等必要になりますので、勤労者互助会事務局までお問い合わせください。

※中川村勤労者互助会 事務局記入欄

|         |   |      |   |    |          |   |      |   |            |
|---------|---|------|---|----|----------|---|------|---|------------|
| 請求会員No. | — | 全労済  | 円 | /  | 全労済へ請求提出 | / | 交付入金 | / | 本人給付       |
| 差引簿No.  |   | 村互助会 | 円 | 合計 | 円        |   |      |   | 事業所支払通知発送日 |